

	案 1 : 市町村	案 2 : 医療保険者	案 3 : 年金保険者としての国
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既に住基カードや公的個人認証サービス発行の仕組み・基盤を有している。</li> <li>○転入届、婚姻届、出生届等市町村への届出機会が多く、また、医療保険者、年金保険者と比べて窓口の数が多いため、利用者にとっては一般的に利便性が高い。</li> <li>○市町村窓口での対面による本人確認が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被用者保険の被保険者の場合、カードを事業主経由で交付することとすれば、別の窓口に出向く必要がなく、便利。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村、医療保険者と比べて、統一的な運用が容易と考えられる。統一的なセキュリティ環境を構築できる可能性が高い。</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被用者保険の被保険者にとっては、別途、市町村窓口に出向かねばならないため、必ずしも便利ではない。</li> <li>○統一的な取扱やセキュリティ環境を確保することができるかどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手続漏れにより医療保険に二重加入している場合があるため、カードを二重交付するおそれがある。とりわけ、被用者保険では、被扶養者の厳格な本人確認ができないため、被扶養者にカードを二重交付するおそれがある。</li> <li>○公的個人認証サービスを活用する場合には、別途、市町村窓口に出向く必要がある。</li> <li>○統一的な取扱やセキュリティ環境を確保することができるかどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村、医療保険者に比べて窓口の数が少ないため、利便性が悪い。</li> <li>○年金保険の被保険者や受給者でない者については、郵送もしくは新たに事業主や市町村に交付の委託を行う必要がある。</li> <li>○公的個人認証サービスを活用する場合には、別途、市町村窓口に出向く必要がある。</li> </ul>